科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 29 日現在

機関番号: 32513

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2012~2014

課題番号: 24530010

研究課題名(和文)近代日本の国際法継受と治外法権 文明国・野蛮国・未開国における裁判の比較考察

研究課題名(英文) Installation of International Law and Extraterritoriality in Modern Japan --- A Comparative Study on Courts in Civilized, Barbarous and Savage States ---

研究代表者

中網 栄美子(NAKAAMI, EMIKO)

秀明大学・人文社会・教育科学系・講師

研究者番号:10409724

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,900,000円

本研究では、欧米諸国が日本で行った領事裁判と日本が東アジアで行った領事裁判の具体的事例を外交史料や判決原本をもとに調査・分析し、両者の裁判が果たした役割を問うた。また、韓国については領事裁判が、理事官による裁判を経て、植民地裁判に移行する過程を追った。

研究成果の概要(英文): In the modern principle of "International Law", the State was classified into 3 groups; that of "civilized", "barbarous" or "savage" humanity. Japan was recognized as a "barbarous" country by the western powers. As the result of that, Japan was restricted to exercise his sovereign authority and forced to conclude unequal treaties including consular courts. On the other hand, Japan in the process of struggling to join "civilized" countries, he forced China and Korea to conclude unequal treaties for them and exercised his consular jurisdiction over these countries.

In this project, the consular courts by the western countries in Japan and by Japan in East Asia was both studied and analyzed based on diplomatic archives and original court records and discussed the role of both consular courts. This project also tried to shed light on the process of consular courts to resident courts and then to colonial courts.

研究分野: 日本法史

キーワード: 不平等条約 治外法権 領事裁判 条約改正 植民地 国際法 判決原本 韓国

1.研究開始当初の背景

研究開始に先立ち、若手(B)(H21~H23)(「近代日本の東アジアに於ける領事裁判に関する実証的研究」(課題番号 21730011)を行った。同研究は日本が明治維新以降、西欧の法や法制度を継受しつつ近代化を推進する過程で、中国や韓国など東アジア諸国において獲得した治外法権という特権をどのように行使し、その結果がそのどのような法的影響を現代に向かって及ぼしたのかを実証的に明らかにすることを目的としていた。具体的には韓国内に遺された日本による領事裁判の記録である「民事判決原本」(韓国・国家記録院所蔵)を中心に調査・分析を行った。

本研究では先の研究を発展させ、日本が幕 末・明治維新以降、欧米諸国による「国際法」 の法理を受容する過程で、「治外法権」が日 本を含む東アジア諸国にもたらした波及効 果を、領事裁判と植民地裁判を中心に比較考 察した。幕末・明治の日本が学んだ国際法の テキストは数多く残されている。海外で著名 なものとしては、Henry Wheaton" Elements of International Law "(1836年) や James Lorimer "The Institutes of Law"などが挙げ られる。また国内では、初期の国際法研究と して、福沢諭吉の『文明論之概略』や尾佐竹 猛の『国際法より観たる幕末外交物語』など がある。近年の研究では山内進「明治国家に おける「文明」と国際法』(一橋論叢 115(1) 1996 年)や安岡昭男・大畑篤四郎ほか「特 集 万国公法の受容と適用」(東アジア近代 史(2) 1999年)などがあり、今日まで歴 史学・法学・政治学の各方面から研究が続け られている。本研究ではこれらの先行研究に 加えて、法制史の観点から研究を進めた。

2.研究の目的

幕末・明治の日本が欧米諸国に対峙して、最初に学んだ法分野は刑法でも民法でもなく、国際法であった。欧米諸国が江戸幕府に開国を迫る際に用いた法理が万国公法 = 国際法であり、また開国した日本が国際社会の仲間入りを果たすために必要したのも国際法であった。 しかし、ここでいう「国際法」とは欧米諸国が主張するところの"International Law"であり、その適用範囲は欧米諸国および米国などに代表される母国から独立した旧植民地国であった。

本研究では第一に、欧米諸国が「国際法」の名のもとに「文明国」「野蛮国」「未開国」に対して如何なる裁判を行ったのか、その法と制度を比較考察するとともに、具体的な事例についても実証研究を行った。第二に、第一の比較考察及び実証研究を手がかりに、明治日本が「野蛮国」から「文明国」に発展する過程で、国際法の法理がどのように昇華され、それが近隣の東アジア諸国へ波及していったかについて考察した。

幕末・明治に日本が学んだ国際法では、今日の国際法は異なる。国家を3つに分けて論じ、対等な国家とみなされなかったアフリカやアジア諸国には「国際法」が適用されなかったり、制限されたりした。代表的な分類として、前述 Lorimer は次の通り提唱している。

[ロリマーによる国家の3分類](概略) 「文明国」「野蛮国」「未開国」

- 1 . 文明国 完全な政治的承認 対象国:欧米諸国など 対等な外交関係
- 2.野蛮国 部分的な政治的承認 対象国:トルコ、中国、日本 治外法権
- 3 . 未開国 未開国人を自然人として承認 するのみ(国家としての承認なし)

対象国:アフリカ諸国など 植民地化の対象 上記3つの国家形態が 同心円的世界を構成

3.研究の方法

次の通り3年計画で実施した。平成24年度中は、19世紀国際法テキストの原典及び訳書の整理、国際法の継受をめぐる先行論文の整理及び分析を行った。最初に国内調査で概要を掴み、方向性を定めた上で海外調査として国外所蔵テキストについて英国を中心に基礎調査を行った。併せて、日本が行った領事裁判・植民地裁判については、これまでの研究を継続・発展させ、韓国所在の判決原本を中心に具体的事例の研究を行った。

平成25年及び平成26年には欧米諸国が本国外で行った裁判について調査するため、最初に制度の概要について前年度までに収集した資料を中心にまとめ、具体的事例については、国内所蔵の外交資料について調査した後、英国公文書館及び米国公文書館を中心に調査を行った。併せて、判決原本の所在が明らかになっていない中国についても引き続き調査を行い、関連資料の整理・分析を試みた。

4. 研究成果

平成24年度中は、19世紀に出版された国際法のテキストにつき、特に日本に影響を与えた英米のものを中心に原典及び訳書の調査・整理・分析を行った。資料は早稲田大学図書館(明治期図書)・国立国会図書館(近

代デジタルライブラリー)・法務図書館所蔵のものを中心に調査した。併せて、日本における国際法の継受をめぐる先行論文について基礎研究を行った。調査は日本が欧米諸国と条約改正交渉を行った際に引用された国際法テキストに重点をおき、具体的な事例と関連させながら国際法の適用をみていった。

平成 25 年度中は、英米など欧米諸国が本国外で行った裁判事例につき、前年度収集した国際法テキストを基礎に具体的な判決についての検証を進めた。

国内調査では、神戸市中央図書館に所蔵さ れている「神戸開港(居留地)関係資料」及 び「兵庫県裁判所文書」(英国領事関係を多 数含む)の原本を確認した。同資料群には 1871、1872 年『イギリス領事裁判録』 明治 14 年『神戸裁判所来書 訳』、1882~84 年『兵 庫県裁判所文書集』などが含まれている。同 資料において明治初期神戸における英国領 事裁判の具体的な事件及び実際の文書を確 認することができた。横浜における同様の資 料を現在確認できなかったため、神戸の資料 を用い、英国公文書館所蔵資料との関連性調 査を行った。併せて、神戸市立博物館に所蔵 されている「神戸外国人居留地英国領事裁判 録 (The Records of Her Britannic Majesty 's Court at Hyogo) 1896-1899」と 「イギリス領事館記録 明治 10 年 (1877)」 (大坂上等裁判所から在神戸英国領事館に 宛てた書簡綴)につき、当館の特別利用許可 を得て、原本調査を行った。

海外調査では、日本と韓国で所蔵する外交 資料・裁判資料につき内容的な照合を継続し て行った。資料調査は『民事判決原本』が所 蔵されている法院記録保存所を中心に行っ たが、植民地裁判の判決原本は朝鮮半島各地 の裁判所からのものが膨大にあるため、全て に目を通すことが困難であった(研究途中か ら同所の資料利用にあたり、従来からのデジ タル撮影不可に加え、1人1日あたりの利用 時間が2時間以内と制限が加えられるよう になった)。結果として、民事判決原本の領 事館、理事庁による裁判を中心に裁判所、 事件数、 事件の種類につい 収録期間、 て、大枠を掴むに留まった。

平成 26 年度は研究の最終年度であることから、国内外の資料調査の調査・分析のまとめを急いだ。まず国内においては、台湾で及行された日本語新聞である「臺灣新報」及び「臺灣日日新報」から裁判関連記事の抽出を行った。上記の新聞は明治 29 (1896)年~昭和19 (1944)年まで発行されたおり、ほぼ全てがデジタル化され、現在データベースと利用することができる。この調査により、約50年間にわたる日本統治の中で裁判関連の記事が約4千件在ることが判り、判決原本を補完する資料を得た。

また、前年度に引き続き、国立公文書館において領事裁判関係の資料調査を行った。これまでの研究で、平成 23 年に福岡高等裁判

所より国立公文書館に移管された資料のうち、領事館訴訟記録(民事)(在北京日本帝国総領事館作成・昭和16年及び昭和17年)同(在南京日本総領事館作成・昭和17年)同(在天津日本帝国領事館作成・昭和17年)及び判決原本(在天津領事館作成・昭和16年)の7簿冊があることが確認されており、審査を経て公開(一部は保存状態が悪いため部分公開)されたものをデジタル複写するとともに、原本について継続調査を行った。

当初、領事館訴訟記録は簿冊に複数の判決 が綴られた判決録のようなものを想定した が、実際には1事件に関する裁判記録が1簿 冊として纏められていることが判った。その 内容・形態から、同移管資料は昭和 16 年な いし17年当時作成されたであろう記録の「一 部」が後の裁判の参考にするために永久保存 となったと考えられる。しかしながら、『領 事館訴訟記録(民事)昭和16年 第2分冊の 2』という資料は例外的で、袋物となってお り、その中身は地図や族譜、印章、税金納付 関係書類等、土地の所有権をめぐる訴訟で原 告から裁判所に提出された一連の証拠書類 であることが判った。これらの書類は本来訴 訟終結後、北京にある日本総領事館へ返却す べきものであったが、何らかの事情により返 送できず、そのまま長崎控訴院へ留まったも ののようである。結果として、当時の中国に おける土地訴訟の証拠にどのようなものが あったのか、実物を確認することができた。

併せて、大審院の『民事判決原本』のうち、既に審査を経て公開になっている昭和7年10月分の9分冊について、サンプル調査をイースに、同時に民間のリーガルデータベース(LEX/DBやD1-Lawなど)を活用し、領事制決の抽出を行った。その結果、非常にあるけれども、日本の領事法廷に事事件の存在を確認することができた。たに管場所である分館(茨城・つくば)から本館(東京・竹橋)への移送には時間がかかるため、事例調査を一括して行うことはできず、部分調査に留まった。

長崎控訴院民事判決原本については現在確認できるところで13簿冊(昭和16年~20年)が裁判所から国立公文書館つくば分館へ移管されている。本研究では主として中国や韓国などに設置された日本領事法廷から。「裁判原本民事上告事件(ツ)自昭和17年9月至昭和20年10月」及び「裁判原本民事控訴された事件について調査を行った。「裁判原本民事上告事件(ツ)自昭和19年6月」2簿冊の調査では、事件数としては少な「ものの、日本領事法廷の判決を不服とし、できた。その一方で、中国人や韓国人が原に控訴された事件があることが確認できた。その一方で、中国人や韓国人が原告となり、日本人を訴えるような事件については確認できず、現地の紛争解決の在り方に果

たした領事裁判の役割については依然疑問 が残った。

上記 13 簿冊のうち、一部はその内容から部分公開の決定を受けた。例えば、公文書管理法第16条第1項第1号イに抵触する内容、すなわち家族関係(内縁関係や養子縁組、子の認知など)や犯罪関係など「時の経過を考慮してもなお、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」ものについては、抵触する箇所にマスキング(黒塗り)処理がほどこされ、代替物(コピー)での資料提供・閲覧となった。

他には、条約改正問題を抱える明治政府の 対外政策と国内における「司法の独立」問題 が激しく対立した事件として明治 24 年の大 津事件が著名であるが、関連資料として、滋 賀県県政史料室が所蔵する『露国皇太子殿蔵 調難記事 稿本』や『刑事被告人津田三蔵 病状日誌』など関連資料について資料調査を 行った。前者の資料からは同事件の発生を憂 えた当時の人々が負傷したロシア皇太を 対し続々と見舞いのための書簡や電報を送 っていたことが、後者の資料からは逮捕の際 に負傷した津田の病状が詳細に記録として 残されていることが判った。

併せて、大津市歴史博物館では期間限定で初公開された大審院「大津事件記録」を見学し、その後、最高裁判所において同記録の原本調査を行った。また、滋賀県警察ではは空界をでは、滋賀県県政史料室で期間限定に滋賀県県政史料室で期間限定に、滋賀県警察部『代言人に関する書類編冊』・『露露国皇太子殿下遭難事件に関し各往復書類』・『露露国皇太子殿下御遭難事件に関する雑書に関する書類編冊』)につき調査を行った。このうち、『代の知言とのでは、犯人津田のが、といたこと、そして代言人の動きを当時のなった。となどが明らかになった。

海外調査では、英国オックスフォード大学 ボードリアン図書館及び大英図書館におい て、英国領事裁判、日英条約改正交渉、英国 植民地法制関連の文献について最近の出版 物を中心に調査を行った。最近の研究として Christopher Roberts "The British courts and extra-territoriality in Japan, 1859 -1899" (2014)など 外国人研究者による著作 が出ていることも判った。さらに、英国国立 公文書館 (The National Archive) において 19世紀後半・日英関係外交文書の調査を行っ た。最初に、明治25(1892)年に起こった千 島艦事件(瀬戸内海で軍艦千島が英国商船と 衝突し沈没した事件)の関連資料を調査した ところ、レファレンス・ナンバー F0 46/ 480 及び MT 9/548 などに資料があること が判った。各裁判所(同事件は日英間で横浜 -上海-ロンドンと上訴され、争われている) 判決のほか、衝突の原因がどちら側にあるの か、裁判にあたって適用法をどのように定め るかなどにつき専門家の意見書や英本国政府と在日英国領事館との往復書簡、日本政府と在日英国領事館との往復書簡などがファイルされ、保存されていた。興味深い記録としては、事故に遭った英国商船(ラベンナ号)の白黒写真などが残れていた。事故後、軍艦千島はほどなく沈没してしまったが、ラベンナ号は大きな損傷を負いつつも沈没は免れ、入港した際に撮影した写真が残されており、少なくとも英国商船側の被害状況を確認することができた。

次に、英国領事館の裁判記録について調査したところ、神戸、横浜の資料についてはまとまった資料群(ファイル)の形では確認できなかったものの、長崎の資料については電事・刑事ともに領事館からの報告書やレジスター・ブック(事件ファイル管理簿)など一連の裁判資料が残されていることが判った。レジスター・ブックには、民事事件については日本人を原告とする事件がどのくらいあるのか、刑事事件については実際に英国人がどのような犯罪を長崎で起こしているのか統計的な調査を行うことがた。

米国国立公文書館(The U.S. National Archives and Record Administration, NARA) では、明治期米国が日本で行った領事裁判関 係資料調査をおこなった。また、今後の研究 に発展させるために、戦後の米国統治下沖縄 における沖縄裁判資料の基礎調査も行った。 前者については"Mix Consular Court Cases" (在長崎混合領事裁判事件)の資料群が、後 者については"USCAR Court Cases" (琉球 列島米国民政府裁判所事件)の資料群がある ことが判った。NARA の本館はワシントンDC 内にある Archive I と隣接するメリーランド 州内にある Archive II に分かれているが、 上記資料はいずれも Archive II に保管され ていた(なお、日本の公文書館が本館=分館 間で行っているような資料移送サービスは Archive I=II 間では行われていない)。

韓国では、大法院記録保存所における調査に加え、外務部外交史料館においても資料調査を行った。外務部外交史料館は日本の外務省外交史料館に相当する国の機関であり、ソウル市内・瑞草(ソチョ)区庁に隣接している。建物内1階に外交史展示室と外交文書閲覧室がある。前者には1876年の朝鮮開国から現在に至るまでの外交史料が展示されており、誰でも自由に見学できる。今回の調査では、後者の外交文書閲覧室し、日韓関係の近現代資料の収集に努めた。

日本の外務省外交史料館の場合、明治維新から現代に至るまでの外交史料が、外務省所管の公文書を中心に収集されている。韓国の外交史料館の場合、基本的に収集されている資料は第二次世界大戦後、1950年代以降のものであった。旧韓末(日本の明治・大正・昭和前期にあたる時期)の外交資料について史料館職員に問い合わせたところ、李氏朝鮮時代及び日本の植民地支配時代の外交

資料については収集していないとのことであった。韓国の場合、外交文書は30年公開が「原則」であり、新規資料は毎年公開を資料リストから確認することができるし、全てが公開されるわけではなく、個は、全で大の重要機密にかかわるものはまでのより、外交と関が行われた段階になり、外交関が行われた段階には大田(テジョン)にある国家に利当の公外があるとはその分館に移って、原則、閲覧は原本では、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる、マイクロフィルムによって行われる。

総じて、英国が日本で行った領事裁判については、日英双方に残される記録から、両国間の民事紛争解決手段として領事裁判が利用されたことが判った。その一方で、日本が中国や韓国で行った領事裁判については、現地の日本人間の民事紛争解決手段としてより、中国人事合れたことは明らかとなったが、中国人事件記録が少なく、当時一般的な民事紛争解決手段として利用されたかどうかは疑いが残った。

また、これまで行った韓国現地調査により、 日本が朝鮮で行った民事・刑事の領事裁判 のうち明治 20 年代以降の具体的事件の存 在が判決原本を通じて明らかになった。所 在が確認できた資料の中では、民事判決原 本についても仁川分が最も多く、かつ期間 も明治 20年~明治 42年に渡っている。本 国法及び法制度の変遷が領事裁判にどのよ うな影響を与えるかを知る上で貴重な資料 群であると思われる。他方、京城分につい ては、簿冊自体は多くないものの、民事・ 刑事両方の判決原本が確認された。しかし ながら、最も早い時期に管理官(後、領事 に改称)が置かれた釜山や、それに次ぐ元 山(現:北朝鮮内)においてはなお資料の 所在はわかっていない。また、明治 38 (1905)年の第2次日韓協約後、領事裁判 が理事庁の理事官による裁判に転換する。 この時、訴訟件数が飛躍的に増大するが、 理事官による裁判は領事裁判の性格を残し つつも、後の植民地裁判へと過渡期と捉え ることができる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

<u>中網 栄美子</u>「領事裁判権に関する基礎的考察と残された研究課題」664 号、2012 年 p 95-109

〔学会発表〕(計2件)

中網 栄美子「法令の平易化における言語

情報分析~法制史的観点から~」法と言語学 会第 5 回年次大会 2013 年 12 月 1 日(早稲 田大学)

中網 栄美子「『法情報学』への基礎法学的アプローチ デジタル法制史料の活用法」情報ネットワーク法学会第 13 回研究大会2013年11月23日(関西大学)

[図書](計1件)

中網栄美子「英国の法曹養成」(日本弁護士連合会法科大学院センター・ローヤリング研究会『法科大学院におけるローヤリング教育の理論と実践』所収)2013年 p324-352

[産業財産権]

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種号: 番号: 日内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 田内外の別:

「その他)

ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者

中網 栄美子(NAKAAMI, Emiko) 秀明大学・学校教師学部・専任講師 研究者番号:10409724

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: